なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136 名取市ホームページ https://www.city.natori.miyagi.jp 水道事業所Twitter @natori_suidou

令和4年9月号

水道メーターの取り替えにご協力ください(期間9月~3月)

水道メーターは、計量法の定めにより8年の有効期間に合わせて、取り替えを行わなければなりません。対象となる方には、事前に「水道メーター取り替えのお知らせ」を配布しますので、ご協力をお願いいたします。

取り替え期間:令和4年9月上旬~令和5年3月中旬(予定)

市が委託した「名取市管工事業協同組合」の事業者が対象地を訪問し、水道メーターを無償で交換します。事業者は、市発行の身分証明書を携帯し、「名取市管工事業協同組合」という文字が入った黄色のウインドブレーカーを着用して作業を行います。特別な場合(水道メーターが屋内に設置されている場合等)を除き、取替作業の立会いは不要ですが、留守の場合は宅地内への立ち入りについてご了承賜りますようお願いいたします。



身分証明書と ウインドブレーカー

悪質な訪問販売・点検商法にご注意ください

水道事業所の職員を装ったり、市役所から依頼を受けた業者であるかのように偽ったりして、浄水器などの訪問販売をしたり、必要でない点検を行い、不当に代金を請求する点検商法などといった水道関連の悪質商法が増えています。

水道事業所では、水道メーターの取り替えの際にお金をいただくことやご依頼のない水質検査・点検・清掃・工事などを行うことはありません。不審に思われた時は、身分証明書の提示を求めるか水道事業所にお問い合わせください。

特に、水道メーター取り替え期間中はご注意いただきますようお願いいたします。



「消費者庁イラスト集より」

水道豆知識「納付書を紛失してしまったのですが」

毎月、水道事業所から届く納付書で金融機関やコンビニで料金を納めていただいている方は、納付書を紛失してしまうと納付することができなくなります。紛失した場合は、再発行いたしますので水道事業所へご連絡ください。毎月、金融機関やコンビニへ行くことが大変だと感じる方は、スマートフォン決済アプリ「PayB(ペイビー)」や「PayPay(ペイペイ)」を使って、ご自宅はもちろん、どこからでもキャッシュレスによるお支払いができます。また、金融機関などの窓口に出向くことなく、いつでもどこでも簡単に申し込みすることができるWeb口座振替受付サービスも開始されましたので、納め忘れのない口座振替によるお支払いもご検討ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。